

決議案第 1 号

奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成23年3月18日提出

天理市議会議員	三	橋	保	長
〃	飯	田	和	男
〃	岡	部	哲	雄
〃	寺	井	正	則
〃	加	藤	嘉	久次
〃	榎	堀	秀	樹

奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書

奈良社会保険病院の存続については、一昨年秋の第 173 回臨時国会において社会保険病院・厚生年金病院等の「公的存続法案」が提出された。しかし、第 174 回通常国会において、衆議院では可決されたものの、参議院においては国会会期不足から審議未了による廃案とされた。

社会保険病院・厚生年金病院の現所有者である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「整理機構」）が平成 22 年 9 月末に解散となることから、先の第 175 回臨時国会において「整理機構」の 2 年延長法案が可決された。しかし、「整理機構」は施設を売却・譲渡し、年金、健康保険財政に資することを目的とした独立行政法人であり、その延長が将来に渡る安定的な施設の存続や、継続性のある地域医療の提供を担保するものではない。売却や譲渡への不安は、医師及び看護師などの離職を招き、地域に必要な診療科の不足や閉鎖など医療サービスの低下のみならず、地域住民の生命をも脅かしかねない。それだけでなく、奈良県の医療体制にも重大な影響を及ぼすことも危惧される。

救急、小児救急医療や産科医療などの不採算医療、看護師不足改善への貢献など、地域医療の崩壊を食い止め、これまで続けてきた公的な医療機関としての機能を安定的に提供し、充実させていくためにも、引き続き、奈良社会保険病院が公的な医療機関として存続することが必要と考える。

さらに、すべての国民が等しく良質な医療サービスを受けられるためにも、国の責任において、社会保険病院・厚生年金病院等の公的存続法を速やかに成立されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 18 日

天 理 市 議 会